

様式第1(その9)

① 令和 年 月 日

表明書

一般財団法人 環境優良車普及機構
代表理事(会長) 岩村 敬 殿

② 報告者(使用者) 住所 〒
氏名又は名称
代表者の職・氏名

[令和6年度(補正予算)商用車等の電動化促進事業(トラック)に係る表明]

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度 CO2 排出量が 20 万t以上につき、以下の事項について表明いたします。

以下の(1)又は(2)の取組を実施します。^{注1}

- ③ (1) GXリーグへの参画
 (2) 以下の取組

- ① 国内での Scope1・2 に関する削減目標を設定し、進捗状況を毎年報告・公表^{注2}
② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表

注1 表明の際は、“□”にレ点を入れること

注2 令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。なお、第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること

注3 本書式で記載に誤記等があった場合は、様式第1の捺印にて修正する

【様式第1(その9) 表明書 記載内容】

令和3年度 CO2排出量が20万t以上の者のみ「表明書」を提出

※ 車両使用者からの「表明書」となります

- ① 申請日 様式第1の1 交付申請書に記載の申請日(提出日)と同日かそれ以前
② 報告者(使用者) 住所 : 都道府県名より記載
氏名又は名称 : 報告者(使用者)の事業者名を記載
代表者の職・氏名 : 報告者(使用者)の代表者の役職名、氏名を記載
③ 以下の(1)又は(2)の取組を実施します : (1)又は(2)のどちらかの口に✓(チェック)を記載
 (1) GXリーグへの参画
 (2) 以下の取組

【ご参考】 : GXリーグ公式WEBサイトにて参画企業等をご確認ください

【ご参考】

【申請書類等の保管について】

- ①補助事業に係る資料等は、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。

【財産処分の制限について】

- ①大臣が別に定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む)を行ってはならない。【交付規程(交付の条件)第8条 十四】

事業用 : 積載量2トン以下の場合は3年 積載量2トン超の場合は4年
自家用 : 5年

・リース車両については、貨物自動車の処分制限期間(法定耐用年数)と同じか超えての契約が必要となります。

※事業用 : 積載量2トン以下の場合は3年(36か月)以上
積載量2トン超の場合は4年(48か月)以上
※自家用 : 5年(60か月)以上